※11月16日（火）時点

（今回の「新たな措置」）

問１　今回の「水際対策強化に係る新たな措置（１９）」（以下単に「新たな措置」という。）の「14日間の自宅等待機期間内の行動制限の緩和措置」（以下単に「行動制限の緩和措置」という。）の概要を教えてください。

問２　今回の「新たな措置」の「外国人新規入国制限の緩和措置」の概要を教えてください。

問３　入国日前（後）○日目の計算について、入国日は含まれますか。

問４　問１の３の「指定国・地域」について、例えば、11月１日に入国者の入国を予定していた際に、入国日前14日以内に当該入国者の滞在国の指定に変更があった場合には、どのような対応になりますか。

（関係資料、申請手続）

問１　「新たな措置」に関する情報、実施要領や申請書などの関係資料はどこで入手できますか。

問２　申請は、誰が行う必要がありますか。

問３　申請に当たって必要な書類は何ですか。

問４　提出した申請の対応状況について教えてください。

問５　海外の入国者との間で、誓約書や審査済書の写し等を送付する際には、PDFなどの電子媒体でも構いませんか。

問６　業所管省庁の審査にはどの程度の時間がかかるのでしょうか。

問７　入国者の誓約書については、本人の自著である必要がありますか。

（受入責任者）

問１　受入責任者とは何ですか。

問２　個人事業主の入国者なのですが、受入責任者がいないと、今回の「新たな措置」を申請することはできませんか。

問３　受入責任者は個人事業主でも認められますか。

問４　水際対策強化に係る新たな措置（１９）に基づく業所管省庁への申請に関する事務や新型コロナウイルス感染症対策責任者を第三者に委託することは可能ですか。

問５　入国者本人と新型コロナウイルス感染症対策責任者は同一でも問題ないのか。

問６　入国当日、受入責任者は、必ず到着地に向かい、入国者と合流しなければなりませんか。

（業所管省庁）

問１　業所管省庁とは何ですか。

問２　各業所管省庁の問合せ先を教えてください。

問３　申請内容が複数の業種に関係する場合は、どの業所管省庁に申請すれば良いですか。

問４　自社がどの業種に該当するか分からない場合、どこに問合せをすれば良いですか。

（「行動制限の緩和措置」の要件）

問１　「行動制限の緩和措置」は、日本人も外国人も認められますか。

問２　「行動制限の緩和措置」の対象者要件を教えてください。

問３　「外国人新規入国制限の緩和措置」で入国する外国人について、「行動制限の緩和措置」も適用する場合、入国目的（在留資格）による制限はありますか。

問３－１　「行動制限の緩和措置」の適用について、日本人の帰国者の場合は、帰国目的による制限はありますか。例えば、海外駐在員やその家族による一時帰国の場合も適用が認められますか。

問３－２　問３－１の場合、海外駐在員の家族が、当該駐在員の行程とは別に、日本に一時帰国する場合も「行動制限の緩和措置」の適用が認められますか。

問４　「行動制限の緩和措置」では、入国前の滞在国・地域に制限はありますか。

問５　「行動制限の緩和措置」は、入国者は新型コロナワクチンを接種していないと認められませんか。

問６　「行動制限の緩和措置」による入国後14日間の待機期間の短縮と、2021年10月から開始されている新型コロナワクチン接種証明書による待機期間の短縮等との関係を教えてください。

（「外国人新規入国制限の緩和措置」の要件）

問１　「外国人の新規入国制限の緩和措置」の対象者要件を教えてください。

問２　「外国人の新規入国制限の緩和措置」では、「観光」を目的とした入国は認められますか。

問３　「外国人の新規入国制限の緩和措置」では、「親族・知人訪問等」を目的とした入国は認められますか。認められない場合、どのような手続を取れば良いですか。

問４　「外国人の新規入国制限の緩和措置」では、入国前の滞在国・地域に制限はありますか。

問５　「外国人の新規入国制限の緩和」では、外国人個人で申請することは可能ですか。

問６　「外国人の新規入国制限の緩和措置」では、新型コロナワクチンを接種していないと認められませんか。

問７　「外国人の新規入国制限の緩和」で入国する場合、「行動制限の緩和措置」が適用されなくても、2021年10月から開始されている新型コロナワクチン接種証明書による待機期間の短縮等を受けることは可能ですか。

（査証申請）

問１　在外公館に査証申請する際に必要な書類は何ですか。

問２　査証発給までにはどの程度の時間を要することが見込まれますか。

（陰性証明書）

問１　入国の際に、「陰性」の検査証明書は必ず必要ですか。

問２　「検査証明書」には所定のフォーマットがありますか。所定のフォーマットでの証明書が入手できない場合、どうすれば良いですか。

（新型コロナワクチン接種証明書）

問１　有効と認められる新型コロナワクチン接種証明書の要件は何ですか。

問２　申請時に、新型コロナワクチン接種証明書の写しを提出すれば、入国者は、新型コロナワクチン接種証明書を日本に持参する必要はありませんか。

問３　入国者の新型コロナワクチン接種証明書について、検疫で「無効」（入国者の審査済書（写し）の「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書」の項目で「無効」）とされた場合、どうなりますか。

（アプリ関係）

問１　入国者のスマートフォンに、厚生労働省が指定するアプリをインストールする理由は何ですか。

問２　厚生労働省が指定するアプリ（入国者健康居所確認アプリ（MySOS））のダウンロードやスマートフォンでの設定は、どのように行えば良いですか。

問３　外国で、厚生労働省が指定するアプリのインストールができない場合は、どうすれば良いですか。

問４　入国者が、スマートフォンを日本に持参できない場合は、どうすれば良いですか。

問５　入国者健康居所確認アプリ（MySOS）にログインしているか否かは、どのように確認すれば良いですか。

問６　入国後も、入国者健康居所確認アプリ（MySOS）アプリのインストールやログインができないなど問題が発生した場合にはどこに問合せをすれば良いですか。

問７　厚生労働省が指定する接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードやスマートフォンでの設定は、どのように行えば良いですか。

問８　実施要領や誓約書で、位置情報を把握するためのビデオ架電通知が来た際に「携行するスマートフォンをタップするのみで良い」と記載されていますが、具体的にはどうすれば良いのでしょうか。

（入国者健康確認センターのWEBフォーム入力）

問１　（受入責任者が入国予定者に係る情報を入力することになっている）入国者健康確認センター指定のWEBフォームへの入力に関する具体的な手続について教えてください。

（指定国・地域からの入国）

問１　「指定国・地域」から入国する場合、「新たな措置」が適用される入国者でも、「検疫所長の指定する宿泊施設」で待機することになりますか。それとも、受入責任者が確保する待機施設等で待機することになりますか。

問２　「指定国・地域」からの入国者の場合、待機期間中の検査はどのように行うことになりますか。

問３　問２（「指定国・地域」からの入国者の場合の待機期間中の検査）の場合は、PCR検査の必要がありますか。抗原定量検査は認められますか。

（陽性等になった場合の対応）

問１　入国者が、入国時の検疫の検査で陽性が判明した場合には、どのような対応になりますか。

問２　入国者が、入国後14日以内に、陽性、濃厚接触者又は機内濃厚接触候補者になった場合には、どのような対応になりますか。

問３　（申請書にある）「入国者が陽性、濃厚接触者等になった際の対応について事前に保健所や医療機関との調整」は、具体的にどのようなことをすれば良いのでしょうか。

（待機施設等）

問１　「新たな措置」で、受入責任者が入国者のために確保する待機施設は、「個室」の必要がありますか。

問２　待機施設について、「自宅」は認められますか。

問３　入国者が子どもを同伴している場合や、介助が必要な入国者が介助者を同伴している場合は、同室での滞在は認められますか。

（健康管理）

問１　入国後の入国者の健康管理は、具体的にどのようなことを行えば良いですか。

（特定行動、活動計画書）

問１　「特定行動」とは何ですか。

問２　特定行動を行う場合、入国後最短３日目以降の検査、個別の特定行動（公共交通機関の利用等）の直前に行う検査、入国後最短10日目の検査が想定されますが、それぞれの認められている検査の種類、検査結果の提出先・提出方法、検査場所、検査の費用負担について教えてください。

問３　特定行動を行う場合の入国後３日目以降の検査について、検査結果を入国者健康確認センターに届け出れば、特定行動を開始して良いですか。

問４　入国後最短３日目又は10日目の検査結果を届け出た場合、入国者健康確認センターからの特定行動開始可能（のために待機解除）（３日目）又は（14日間の）待機解除（10日目）の連絡はいつ頃届きますか。

問５　入国後３日目以降の検査結果は、特定行動（公共交通機関の利用等）の直前に行う検査にも利用することは可能ですか。

問６　特定行動として認められる行動の具体的な内容を教えてください。

問７　申請時点で、利用を予定している公共交通機関の事前予約ができない場合はどうすれば良いですか。

問８　特定行動の開始後に、活動計画書の内容を変更することは認められますか。認められる場合、どのような手続になりますか。

（誓約違反）

問１　入国者又は受入責任者が誓約書に違反した場合には、どのような措置が取られますか。

問２　業所管省庁は、何に基づいて問１の措置を行うことができるのですか。

（今回の「新たな措置」）

問１　今回の「水際対策強化に係る新たな措置（１９）」（以下単に「新たな措置」という。）の「14日間の自宅等待機期間内の行動制限の緩和措置」（以下単に「行動制限の緩和措置」という。）の概要を教えてください。

（答）

１　今回の「新たな措置」では、

①「行動制限の緩和措置」と、

②「外国人の新規入国制限の緩和措置」（以下単に「外国人新規入国制限の緩和措置」という。）

の２つの緩和措置があります。

２　現在、日本への入国者は、日本人・外国人問わず、入国後14日間の自宅等待機、公共交通機関等の不使用等が求められています。

３　また、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、以下の指定国・地域については、

・入国日前14日以内に、当該指定国・地域に滞在歴のある場合、

・それぞれ、入国後、検疫所長の指定する宿泊施設での一定期間の待機と（待機期間中の）検査が（入国後14日間の待機期間の中で）求められています。

○「検疫所長の指定する宿泊施設での10日間の待機対象となる指定国・地域」（以下「10日待機指定国」という。）

→10日間の待機と、入国後３日目、６日目及び10日目の検査

○「検疫所長の指定する宿泊施設での６日間の待機対象となる指定国・地域」

（以下「６日待機指定国」という。）

→６日間の待機と、入国後３日目及び６日目の検査

○「検疫所長の指定する宿泊施設での３日間の待機対象となる指定国・地域」

　（以下「３日待機指定国」という。）

　→３日間の待機と、入国後３日目の検査

※上記の指定国・地域は、随時、変更されています。それぞれの具体的な指定国・地域は、以下のサイトを御参照ください。

（外務省HP「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」上の３　検疫の強化）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html>

４　上記の行動制限について、まず、2021年10月からは、有効な新型コロナワクチン接種証明書を有する者に対する緩和が開始されました。具体的には、

・「３日待機指定国」又は、

・「検疫所長の指定する宿泊施設での待機対象と「なっていない」国・地域」（上記３で掲げられている「指定国・地域」以外の国・地域。以下「非指定国」という。）

から入国する者（＝入国日前14日以内に「10日・６日待機指定国」に滞在歴のない者）で、

・条件を満たした有効な新型コロナワクチン接種証明書を持っている者は、

以下の２つの行動制限の緩和が認められています。

①入国後14日間の待機期間中、入国後10日目以降に自主的に受けた検査（PCR検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省（入国者健康確認センター）に届け出ることで、残りの待機期間が短縮。

②「３日待機指定国」からの入国者は、宿泊施設での待機及び入国後３日目の検査の免除（代わりに自宅等待機は必要）。

※このため、①及び②が適用される場合、３日間の宿泊施設での待機が不要（代わりに自宅等で待機）、（最短で）入国後11日目以降の自宅等待機が不要になります。

※有効な接種証明書の要件については、（新型コロナワクチン接種証明書）の問１を御参照ください。

５　今回の「行動制限の緩和措置」は、

　・「３日待機指定国」又は「非指定国」からの入国（＝入国日前14日以内に「10日・６日待機指定国」に滞在歴無し。）、

　・有効な新型コロナワクチン接種証明書を所持、

　・①日本人の帰国者、②在留資格を有する再入国者、③商用・就労目的の３か月以下の短期間の滞在の新規入国者、又は④一部の長期間の滞在（（「行動制限の緩和措置」の要件）の問３参照）の新規入国者、

の上記条件を満たす者が対象です。

６　そして、

　・当該帰国・入国者を受け入れる受入責任者（入国者を雇用する又は入国者を事業・興行のために招聘する企業・団体等。（受入責任者）の問１参照。）が業所管省庁（当該企業・団体等を所管する省庁。（業所管省庁）の問１参照。）に申請、審査され

・かつ、入国時の検疫で新型コロナワクチン接種証明書が有効と認められることで、

以下の行動制限の緩和を受けることができます。

①（入国後14日間の待機期間の中であっても）入国後３日目以降に検査を受けて陰性の結果を入国者健康確認センターに届け出ることで、最短４日目以降から（事前に審査された）活動計画書に記載された活動（以下「特定行動」という（（特定行動、活動計画書）の問１参照）。）（特定行動に関するガイドラインに沿って、例えば、待機施設等（受入責任者が確保する待機施設又は自宅をいう。以下同じ。）外での仕事や公共交通機関等の使用等）が可能

②入国後10日目以降に検査を受けて陰性の結果を入国者健康確認センターに届け出ることで、残りの待機期間が短縮

問２　今回の「新たな措置」の「外国人新規入国制限の緩和措置」の概要を教えてください。

（答）

１　現在、外国人の新規入国は、一部を除き、原則認められていません。

　※上陸の申請日前14日以内に上陸拒否対象国・地域に滞在歴のある外国人については、出入国管理及び難民認定法第５条第１項第14号に基づき、「特段の事情」がない限り、原則上陸を拒否しています。

※また、上陸拒否対象国・地域以外も含め、全ての国・地域を対象に査証発給の制限が行われており、「特段の事情」と同様の事情がある者についてのみ査証発給が行われています。

２　今回の「外国人新規入国制限の緩和措置」は、

　①商用・就労目的の３か月以下の短期間の滞在、

　②全ての長期間の滞在、

の入国目的で入国する外国人について、当該入国者を受け入れる受入責任者が業所管省庁に申請、審査されることで、新規入国が認められることになります。

問３　入国日前（後）○日目の計算について、入国日は含まれますか。

（答）

　入国日は含まれません。入国日は０日目になります。例えば、11月４日に入国した場合、入国日前３日目は、11月１日になります。逆に、11月１日に入国した場合、入国後３日目は11月４日になります。

問４　問１の３の「指定国・地域」について、例えば、11月１日に入国者の入国を予定していた際に、入国日前14日以内に当該入国者の滞在国の指定に変更があった場合には、どのような対応になりますか。

（答）

１　入国者の入国時点での（当該入国者の）滞在国の指定の状況で判断することになります。

２　当該入国者の入国日前14日以内の滞在国をＡ国とした場合、例えば、

・Ａ国について、入国日前９日に「６日待機指定国」から「３日待機指定国」に指定変更が行われた場合、

・当該入国者の（入国日前14日以内に滞在していた）滞在国のＡ国は「３日待機指定国」と判断されます。

３　一方で、

・Ａ国について、入国日前９日に「３日待機指定国」から「６日待機指定国」に指定変更が行われた場合、

・当該入国者の（入国日前14日以内に滞在していた）滞在国のＡ国は「６日待機指定国」と判断されます。

　この場合には、当該入国者は、「行動制限の緩和措置」の適用条件を満たさないことになります。

４　上記のとおり、「指定国・地域」の指定の状況によって、入国後の入国者の行動制限の緩和、特定行動の可否に影響が生じるため、受入責任者の誓約書にも記載されていますが、「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域」等に関する最新の情報の収集、それに基づく対応等に御注意ください。

（外務省HP「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」

上の３　検疫の強化）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html>

（厚生労働省：水際対策に係る新たな措置について）

※ページの下部分の「水際対策強化に係る新たな措置」参照

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html>

（関係資料、申請手続）

問１　「新たな措置」に関する情報、実施要領や申請書などの関係資料はどこで入手できますか。

（答）

　内閣官房、法務省、外務省及び厚生労働省の「新たな措置」に関するホームページで、関連情報、資料を掲載しています。

厚生労働省では、以下のホームページに、関連情報、資料が掲載されています。

（厚生労働省：水際対策強化に係る新たな措置（１９）について）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html>

問２　申請は、誰が行う必要がありますか。

（答）

　「新たな措置」の「行動制限の緩和措置」と「外国人新規入国制限の緩和措置」の２つとも、申請は、

・受入責任者が、

・業所管省庁に

申請することになります。

問３　申請に当たって必要な書類は何ですか。

（答）

１　申請に当たって、受入責任者は、以下の書類を準備する必要があります。「行動制限の緩和措置」、「外国人の新規入国制限の緩和措置」共に、様式は共通です。

①申請書

②誓約書（入国者・受入責任者）

③活動計画書

④入国者リスト

⑤入国者のパスポートの写し（外国人の新規入国制限の緩和を求める場合の　み）

２　②の誓約書については、様式２の提出のみでよく、水際対策強化に係る新たな措置（１９）誓約事項【別添２】の提出は不要です。

３　③の活動計画書については、「外国人新規入国制限の緩和措置」のみの申請であっても必要になります（基本的に、待機施設等での待機について記載することになります）。

問４　提出した申請の対応状況について教えてください。

（答）

　申請の対応状況については、申請した業所管省庁（（業所管省庁）の問２参照）にお問い合わせください。

問５　海外の入国者との間で、誓約書や審査済証の写し等を送付する際には、PDFなどの電子媒体でも構いませんか。

（答）

１　当該電子媒体を印刷した場合に、書類の記載内容が判別できれば、電子媒体での送付で構いません。

２　ただし、入国者は、査証申請の際には、必ず紙媒体の審査済証の写しを持参してください。

３　入国者が入国時に検疫に提示する際は、紙媒体での提示が難しい場合は、審査済証の電子媒体をスマホ等の画面で提示いただく方法でも対応可能です。（記載内容（審査済番号等）が確認できるものに限ります。）

問６　業所管省庁の審査にはどの程度の時間がかかるのでしょうか。

（答）

１　審査に必要な時間は、案件によって異なりますが、必要書類に不備がなければ、速やかに審査済証を発行することが可能となります。

２　書類に不備がある場合も考えられますので、受入責任者は、目安として、入国前３週間程度の余裕をもって、各業所管省庁に対して、必要書類の提出をいただくようお願いしております。

３　更に、外国人の方の新規入国の場合、審査済証の取得後、査証発給までに約２週間が必要となる場合がありますのでご留意ください。

問７　入国者の誓約書については、本人の自著である必要がありますか。

（答）

１　入国者本人が、誓約書の内容について同意していれば、必ずしも自著である必要はありません。（例えば、パソコンでの氏名の入力も認めます。）

２　ただし、仮に入国後に、入国者が誓約書の内容について同意していないことが判明した場合には、受入責任者の誓約書違反になります。

（受入責任者）

問１　受入責任者とは何ですか。

（答）

１　「受入責任者」とは、入国者を雇用する又は入国者を事業・興行のために招聘する企業・団体等を指します。

２　今回の「新たな措置」では、

・「行動制限の緩和措置」及び「外国人新規入国制限の緩和措置」の業所管省庁への申請主体であり、

　・入国者及び待機期間中に入国者と接触する国内関係者の健康管理や行動管理の責任を負うことになります。

問２　個人事業主の入国者なのですが、受入責任者がいないと、今回の「新たな措置」を申請することはできませんか。

（答）

　受入責任者が、業所管省庁に申請する必要があります。受入責任者と入国者が同一の場合は、行動管理等を実施できないため、認められません。個人事業主の入国者の場合、取引先の法人や当該個人事業主が所属する業界団体等を受入責任者とすることが考えられます。

問３　受入責任者は個人事業主でも認められますか。

（答）

受入責任者は、入国者及び待機期間中に入国者と接触する国内関係者の健康管理や行動管理の責任を負うこととなるため、原則として、法人であることが必要です。ただし、業所管省庁が水際制度省庁と協議して別途定める基準を満たす場合については、この限りではありません。また、受入責任者と入国者が同一となっている場合は、行動管理等ができないことから、認められません。

問４　水際対策強化に係る新たな措置（１９）に基づく業所管省庁への申請に関する事務や新型コロナウイルス感染症対策責任者を第三者に委託することは可能ですか。

（答）

１　水際対策強化に係る新たな措置（１９）に基づく業所管省庁への申請に関する事務は、申請に関する責任を受入責任者が負うことを前提に、業務を遂行することが可能な第三者に委託することは可能です。

２　また、新型コロナウイルス感染症対策責任者は、入国時の手続の支援、待機施設への誘導、日々の健康観察や行動管理等を行うこととなりますが、行動管理等の責任を受入責任者が負うことを前提に、新型コロナウイルス感染症対策責任者の業務を遂行することが可能な第三者に委託することは可能です。

３　ただし、いずれの場合であっても、厚生労働省が指定するWEBフォームへのログインID申請については、受入責任者が行う必要がありますのでご留意ください。

４　WEBフォーム上の個人情報を取り扱う業務を第三者に委託する場合には、受入責任者がWEBフォームへのログインID申請を行う際に、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託していることが分かる資料（業務委託契約書等）を確認させていただきます。不明な点があれば、ID申請サイトの問い合わせ先に御相談ください。

問５　入国者本人と新型コロナウイルス感染症対策責任者は同一でも問題ないのか。

（答）

１　新型コロナウイルス感染症対策責任者については、原則として、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や陽性者発生時の対応を行う者としているところ。

２　入国者が有症状となった時などに、行政機関等関係者と連携して迅速な対応を行う必要があることから、入国者本人とは同一でない自然人である必要がある。

問６　入国当日、受入責任者は、必ず到着地に向かい、入国者と合流しなければなりませんか。

（答）

１　入国者の入国審査終了後、受入責任者は、

・入国者のスマートフォンに指定されたアプリがインストールされ、ログインできているかの確認

・待機施設等に移動するための専用の移動手段（自家用車・社用車・貸切車両・ハイヤー）への誘導

・入国者が特定行動や待機期間短縮を予定している場合に、検疫でのワクチン接種証明書の有効、無効等の判断結果を速やかに確認

など、待機施設等での待機までに必要な手続を入国者と共に行っていただく必要があるため、入国当日、受入責任者は、原則として到着地で入国者と合流していただくこととしております。

２　ただし、入国者が専用の移動手段の利用方法や経路を理解しており、厚生労働省の指定するアプリのインストール・ログインをスマートフォン等を通して画像等で確認するといった行動管理により代替措置を講じる場合には、受入責任者が到着地で直接確認を行わない対応も例外的に認められます。

（業所管省庁）

問１　業所管省庁とは何ですか。

（答）

１　「業所管省庁」とは、受入責任者（の業種）を所管する省庁を指します。

２　今回の「新たな措置」では、

・受入責任者からの「行動制限の緩和措置」及び「外国人新規入国制限の緩和措置」の申請の審査、

・入国者及び受入責任者の監督、誓約書違反の場合の必要な措置等を行うことになります。

問２　各業所管省庁の問合せ先を教えてください。

（答）

　各業所管省庁の問合せ先は、以下のサイト内の「業所管省庁　申請関係窓口」を御参照ください。

（厚生労働省：水際対策強化に係る新たな措置（１９）について）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html>

問３　申請内容が複数の業種に関係する場合は、どの業所管省庁に申請すれば良いですか。

（答）

　申請内容が複数の業種に関係する場合は、関係する業所管省庁で協議の上、代表となる業所管省庁が審査を行うことになります。申請内容が最も関係すると思われる業所管省庁に、先ずは御相談ください。

問４　自社がどの業種に該当するか分からない場合、どこに問合せをすれば良いですか。

（答）

　最も関係が深いと思われる省庁に先ずは御相談ください。

（「行動制限の緩和措置」の要件）

問１　「行動制限の緩和措置」は、日本人も外国人も認められますか。

（答）

　認められます。国籍要件はありません。

問２　「行動制限の緩和措置」の対象者要件を教えてください。

（答）

１　「行動制限の緩和措置」の対象者は、

　・「３日待機指定国」又は「非指定国」からの入国（＝入国日前14日以内に「10日・６日待機指定国」に滞在歴無し）、

　・有効な接種証明書を所持、

　・①日本人の帰国者、②在留資格を有する再入国者、③商用・就労目的の３か月以下の短期間の滞在の新規入国者、又は④一部の長期間の滞在の新規入国者、

の要件を満たす者になります。

２　ただし、１の④の「長期間の滞在」については、問３を御参照ください。

問３　「外国人新規入国制限の緩和措置」で入国する外国人について、「行動制限の緩和措置」も適用する場合、入国目的（在留資格）による制限はありますか。

（答）

１　今回の「外国人の新規入国制限の緩和措置」が認められる入国目的（在留資格）は、

　①商用・就労目的の３か月以下の短期間の滞在、

②全ての長期間の滞在、

になります。

２　このうち、「①商用・就労目的の３か月以下の短期間の滞在」で入国する外国人については、問２の１の条件を満たせば、「行動制限の緩和措置」が認められます。

３　一方で、「②長期間の滞在」で入国する外国人については、

　・滞在期間が長期間にわたることが前提であり、入国後は14日間の待機施設等での待機を原則としますが、

　・問２の１の条件を満たした上で、待機期間中に特定行動を行わなければ滞在の目的が達成できないといった事情があると業所管省庁が認める場合は、

「行動制限の緩和措置」が認められます。

問３－１　「行動制限の緩和措置」の適用について、日本人の帰国者の場合は、帰国目的による制限はありますか。例えば、海外駐在員やその家族による一時帰国の場合も適用が認められますか。

（答）

　日本人の帰国者の場合には、帰国目的による制限はありません。受入責任者がその必要性を判断し、待機期間中の行動管理等に責任を持つ場合には、業所管省庁での審査の上、一時帰国の場合も適用することは可能です。

問３－２　問３－１の場合、海外駐在員の家族が、当該駐在員の行程とは別に、日本に一時帰国する場合も「行動制限の緩和措置」の適用が認められますか。

（答）

　家族の一時帰国については、海外駐在員の家族が当該駐在員の行程と別であっても、受入責任者がその必要性を判断し、待機期間中の行動管理等に責任を持つ場合には、業所管省庁での審査の上、適用することは可能です。

問４　「行動制限の緩和措置」では、入国前の滞在国・地域に制限はありますか。

（答）

　制限があります。具体的には、「行動制限の緩和措置」は、「３日待機指定国」又は「非指定国」からの入国である必要があります。

※入国日前14日以内に、「10日待機指定国」又は「６日待機指定国」での滞在歴がないことが必要になります。

※「指定国・地域」に関しては、（今回の「新たな措置」）の問１の３を御参照ください。

問５　「行動制限の緩和措置」は、入国者は新型コロナワクチンを接種していないと認められませんか。

（答）

１　認められません。新型コロナワクチンを接種している必要があります。

２　具体的には、

①「行動制限の緩和措置」の申請前に、入国者のワクチン接種証明書が日本政府が有効と認める接種証明書の要件を満たしていることについて受入責任者による確認を行い、

②入国時に、検疫で、有効な接種証明書を提示し、当該接種証明書が「有効」

と認められる必要があります。

３　「有効な接種証明書」の要件は、（新型コロナワクチン接種証明書）の問１を御参照ください。

問６　「行動制限の緩和措置」による入国後14日間の待機期間の短縮と、2021年10月から開始されている新型コロナワクチン接種証明書による待機期間の短縮等との関係を教えてください。

（答）

１　２つとも、入国後14日間の待機期間が短縮される点は同じですが、事前の申請の要否に違いがあります。

２　まず、「行動制限の緩和措置」による入国後14日間の待機期間の短縮も、2021年10月から開始されている新型コロナワクチン接種証明書による短縮も、

・入国後10日目以降に受けた検査（PCR検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省（入国者健康確認センター）に届け出ることで、

・残りの待機期間が短縮される（最短で入国後11日目以降の待機が不要になる）点、

は同じです。

３　一方で、「行動制限の緩和措置」を適用し、（最短で入国後４日目以降に特定行動を行った後に）入国後14日間の待機期間の短縮を行う場合には、日本人も外国人も、

①「行動制限の緩和措置」の申請前に、入国者のワクチン接種証明書が日本政府が有効と認める接種証明書の要件を満たしていることについて受入責任者による確認を行うとともに、

②入国時に、検疫で、有効な新型コロナワクチン接種証明書を提示し、当該接種証明書が「有効」

と認められる必要があります。

４　また、（「行動制限の緩和措置」の適用がなく）、新型コロナワクチン接種証明書による待機期間の短縮を行う場合には、日本人及び（在留資格を有する）再入国者と、「外国人の新規入国制限の緩和措置」で入国する外国人との間で、手続上の違いがあります。

　　日本人及び再入国者の場合には、これまでと同様に、検疫で有効な新型コロナワクチン接種証明書を提示（写しを提出）することで、上記の短縮が認められます。

　　一方で、「外国人の新規入国制限の緩和措置」で入国する外国人は、３と同様に、

①「外国人の新規入国制限の緩和措置」の申請前に、入国者のワクチン接種証明書が日本政府が有効と認める接種証明書の要件を満たしていることについて受入責任者による確認を行うとともに、

②入国時に、検疫で、有効な接種証明書を提示し、当該接種証明書が「有効」

と認められる必要があります。

（「外国人の新規入国制限の緩和措置」の要件）

問１　「外国人新規入国制限の緩和措置」の対象者要件を教えてください。

（答）

１　現在、外国人の新規入国は、一部を除き、原則認められていません（（今回の「新たな措置」）の問２参照）。

２　その中で、今回の「外国人新規入国制限の緩和措置」の対象者は、

　①商用・就労目的の３か月以下の短期間の滞在、

　②全ての長期間の滞在、

の入国目的（在留資格）の要件を満たす者になります。

問２　「外国人新規入国制限の緩和措置」では、「観光」を目的とした入国は認められますか。

（答）

認められません。現時点では、他の手続でも、「観光」を目的とした入国は認められていません。

問３　「外国人新規入国制限の緩和措置」では、「親族・知人訪問等」を目的とした入国は認められますか。認められない場合、どのような手続を取れば良いですか。

（答）

１　「外国人新規入国制限の緩和措置」では、「親族・知人訪問等」を目的とした入国は認められていません。

２　一方で、「親族・知人訪問等」については、一定の親族に関しては「特段の事情」があるものとして，入国が認められます。一定の親族に関しては入管庁のHPを御覧ください。また、その他の人道上の配慮の必要が認められれば、「外国人新規入国制限の緩和措置」とは別に、新規入国が認められる場合があります。

３　詳細については、出入国在留管理庁出入国管理部審判課にお問い合わせください。

問４　「外国人新規入国制限の緩和措置」では、入国前の滞在国・地域に制限はありますか。

（答）

　制限はありません。

問５　「外国人新規入国制限の緩和措置」では、外国人個人で申請することは可能ですか。

（答）

　個人での申請はできません。受入責任者からの申請が必要です（（関係資料、申請手続）の問２参照）。

問６　「外国人新規入国制限の緩和措置」は、新型コロナワクチンを接種していないと認められませんか。

（答）

　新型コロナワクチン接種の有無は関係ありません。ただし、「行動制限の緩和措置」も併せて適用する場合は、有効な新型コロナワクチン接種証明書が必要です。

問７　「外国人新規入国制限の緩和措置」で入国する場合、「行動制限の緩和措置」が適用されなくても、2021年10月から開始されている新型コロナワクチン接種証明書による待機期間の短縮等を受けることは可能ですか。

（答）

１　可能ですが、通常の手続と異なります。

２　「外国人の新規入国制限の緩和措置」で入国する外国人は、

①「外国人の新規入国制限の緩和措置」の申請前に、入国者のワクチン接種証明者が日本政府が有効と認める接種証明書の要件を満たしていることについて受入責任者の確認を行うとともに、

②入国時に、検疫で、有効な接種証明書を提示し、当該接種証明書が「有効」

と認められる必要があります。

※通常は、検疫で有効な新型コロナワクチン接種証明書を提示（写しを提出）し、事前手続は不要ですが、「外国人の新規入国制限の緩和措置」で入国する外国人は、上記の手続に御注意ください。

（査証申請）

問１　在外公館に査証申請する際に必要な書類は何ですか。

（答）

　今回の措置に基づいて査証申請をする場合は，査証申請書，旅券，顔写真，審査済証が必要となります。また、短期の場合は、招へい理由書、身元保証書、滞在予定表、渡航支弁能力を示す書類、長期の場合は，在留資格認定証明書（在留資格認定証明書の発行日から３ヶ月が経過している場合は出入国在留管理庁がＨＰで案内している「受入機関等が「引き続き，在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した文書」）が必要となりますが，必要書類は、申請人の渡航目的及び国籍によって異なりますので，詳細については下記外務省ホームページや各在外公館のホームページを御確認下さい。

 ＜外務省HP＞

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

＜各在外公館リスト＞

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>

＜出入国在留管理庁HP＞

◎在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いについて(PDF)

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005022.pdf>

問２　査証発給までにはどの程度の時間を要することが見込まれますか。

（答）

現在、新型コロナウイルス感染症対策等の観点から、査証申請から発給までの期間は２週間かかる場合がありますので、その点も参考にして検討して下さい。

（陰性証明書）

問１　入国の際に、「陰性」の検査証明書は必ず必要ですか。

（答）

　日本人・外国人を問わず、「出国前72時間以内の検査（陰性）証明書」の提出が必要です。証明書が提出できない場合、日本への上陸が認められないことになります。今回の「新たな措置」が適用される者についても、必ず必要です。

問２　「検査証明書」には所定のフォーマットがありますか。所定のフォーマットでの証明書が入手できない場合、どうすれば良いですか。

（答）

　検査証明書の様式は所定のフォーマットを使用して下さい。所定のフォーマットでの証明書が入手困難な場合には、任意のフォーマットの提出も認められますが、「検査証明書に記載すべき内容」が満たされている必要があります。

所定のフォーマットも含め、詳細は、以下のサイトを御参照ください。

（厚生労働省：検査証明書の提出について）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html>

（新型コロナワクチン接種証明書）

問１　有効と認められる新型コロナワクチン接種証明書の要件は何ですか。

（答）

１　有効と認められる新型コロナワクチン接種証明書は、以下の①から⑤までの条件を満たしている必要があります。

①日本が事前に承認している国・地域の政府等公的な機関で発行された接種証明書であること。

②氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、ワクチン接種日、ワクチン接種回数が（日本語又は英語で）記載されていること。

③接種したワクチンのワクチン名又はメーカーが、日本国内で承認されているもの（ファイザー社、アストラゼネカ社又はモデルナ社）のいずれかであることが確認できること。

④③のワクチンを２回以上接種していることが確認できること。

⑤日本入国時点で、２回目のワクチン接種日から14日以上経過していることが確認できること。

２　詳細については、以下のサイトで確認してください。

（厚生労働省：ワクチン接種証明書の「写し」の提出について）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00307.html>

（厚生労働省：水際対策に係る新たな措置について）

※ページの下部分の「水際対策強化に係る新たな措置（１８）」参照

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html>

問２　受入責任者に、日本政府が有効と認める新型コロナワクチン接種証明書の要件を満たしていることを確認してもらえば、入国者は、新型コロナワクチン接種証明書を日本に持参する必要はありませんか。

（答）

１　入国時にも新型コロナワクチン接種証明書（原本又は写し）を持参する必要があります。

２　入国者の新型コロナワクチン接種証明書については、

・申請時に、入国者はその写しを受入責任者に提出し、受入責任者も有効な新型コロナワクチン接種証明書の条件を満たしていることを確認することになっていますが、

・入国時にも、検疫で、接種証明書を提示し、「有効」

と認められる必要があります。

問３　入国者の新型コロナワクチン接種証明書について、検疫で「無効」（入国者の「審査済証」（写し）の「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書」の項目で「無効」）とされた場合、どうなりますか。

（答）

１　行動制限の緩和等が認められなくなります。

２　具体的には、

　・「行動制限の緩和措置」の適用を予定していた場合、活動計画書で予定していた特定行動、

　・14日間の待機期間の短縮、

が認められず、待機施設等での14日間（又は出国まで）の待機が必要になります。

（アプリ関係）

問１　入国者のスマートフォンに、厚生労働省が指定するアプリをインストールする理由は何ですか。

（答）

１　日本に入国後の待機期間中、入国者の健康状態、位置情報や居所確認等については、厚生労働省が指定するアプリ（入国者健康居所確認アプリ(MySOS)等）を通じて、同省（入国者健康確認センター）がフォローアップすることになります。

２　このため、入国者と受入責任者は、入国者のスマートフォンで当該アプリのインストール、ログインができているか、必ず確認を徹底してください。当該アプリのインストール等が行われていない場合、誓約書違反になります

問２　厚生労働省が指定するアプリ（入国者健康居所確認アプリ(MySOS)）のダウンロードやスマートフォンでの設定は、どのように行えば良いですか。

（答）

１　入国者健康確認センターのサイトの「ご利用ガイド」をご参照ください。

（入国者健康確認センター）

<https://www.hco.mhlw.go.jp/>

２　その他、ご不明な点等個別にある場合には、

・followup@hco.mhlw.go.jp　又は

・03-6757-1038

にご連絡ください。

なお、電話は大変繋がりにくいため、可能な限り、メールでのご連絡をお願いいたします。

問３　外国で、厚生労働省が指定するアプリのインストールができない場合は、どうすれば良いですか。

（答）

　スマートフォンを日本に持参できる場合は、入国後の到着地で、速やかにアプリのインストールをしてください。なお、日本に到着後、持参したスマートフォンではアプリのインストールがどうしてもできないことが判明した場合は、受入責任者が日本で使用可能なスマートフォンを手配、到着地で入国者に貸与等の上、速やかにアプリのインストール、ログインを徹底してください。

問４　入国者が、スマートフォンを日本に持参できない場合は、どうすれば良いですか。

（答）

　受入責任者が、使用可能なスマートフォンを手配し、到着地で入国者に貸与等の上、速やかに厚生労働省が指定するアプリのインストール、ログインを徹底してください。

問５　入国者健康居所確認アプリ(MySOS)にログインしているか否かは、どのように確認すれば良いですか。

（答）

一度登録すればそのままでログイン状態が続きます。入国者健康居所確認アプリ（MySOS）のトップ画面に「待機最終日」が表記されていれば、センター登録の入国者情報と合致していますので、センターから通知を受けられる状態にあります。詳細は、入国者健康確認センターHPの「ご利用ガイド」から、「MySOSのアカウント登録」をご参照ください。」

（入国者健康確認センター）

<https://www.hco.mhlw.go.jp/>

問６　入国後も、入国者健康居所確認アプリ(MySOS)のインストールやログインができないなど問題が発生した場合にはどこに問合せをすれば良いですか。

（答）

１　入国者健康確認センターのサイトの「ご利用ガイド」をご参照ください。

（入国者健康確認センター）<https://www.hco.mhlw.go.jp/>

２　その他、ご不明な点等個別にある場合には、

・followup@hco.mhlw.go.jp　又は

・03-6757-1038

にご連絡ください。

なお、電話は大変繋がりにくいため、可能な限り、メールでのご連絡をお願いいたします。

問７　厚生労働省が指定する接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードやスマートフォンでの設定は、どのように行えば良いですか。

（答）

　以下の厚生労働省のサイトを御参照ください。

（厚生労働省：新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA) COVID-19 Contact-Confirming Application）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html>

問８　実施要領や誓約書で、位置情報を把握するためのビデオ架電通知が来た際に「携行するスマートフォンをタップするのみで良い」と記載されていますが、具体的にはどうすれば良いのでしょうか。

（答）

１　ビデオ架電の着信１分前には「今から発信するビデオ通話はあなたの居所確認をするために録画し、位置情報を取得します。」という案内がプッシュ通知で届きますので、確認をお願いします。

２　当該通知を確認後、ビデオ架電の着信がありますので、その際には応答しないよう「切る」ボタンをタップしていただければ構いません。なお、電話に応答いただけるようであれば応答いただいても構いません。

（入国者健康確認センターのWEBフォーム入力）

問１　（受入責任者が入国予定者に係る情報を入力することになっている）入国者健康確認センター指定のWEBフォームへの入力に関する具体的な手続について教えてください。

（答）

承認申請時に受入責任者の方々へのご案内として、「厚生労働省が指定するWEBフォームへのログインID申請の手法について」を業所管省庁から配布することにしていますので、詳しくはそちらをご確認ください。

（指定国・地域からの入国）

問１　「指定国・地域」から入国する場合、「新たな措置」が適用される入国者でも、「検疫所長の指定する宿泊施設」で待機することになりますか。それとも、受入責任者が確保する待機施設等で待機することになりますか。

※「指定国・地域」からの入国時の待機については、（今回の「新たな措置」）の問１の３を御参照ください。

（答）

１　受入責任者が確保する待機施設等で待機することになります。

２　通常は、入国者が、

・「10日待機指定国」、「６日待機指定国」又は「３日待機指定国」から入国する場合（入国日前14日以内にこれらの指定国に滞在している場合）、

・入国後、それぞれ、「検疫所長の指定する宿泊施設」での10日間、６日間又は３日間の待機と、（待機期間中の）検査（PCR検査）が求められます。

　※「10日待機指定国」の場合、入国後３日目、６日目及び10日目の検査

　※「６日待機指定国」の場合、入国後３日目及び６日目の検査

　※「３日待機指定国」の場合、入国後３日目の検査

３　一方で、今回の「新たな措置」では、入国者が上記の「指定国・地域」から入国した場合、

　・「検疫所長の指定する宿泊施設」ではなく、（受入責任者が確保する）待機施設等で待機することになり、

　・待機期間中の検査についても、受入責任者の手配・費用負担で、入国者に対して検査（PCR検査）を受検させることになります。

４　このため、受入責任者は、上記に対応する待機施設等、検査体制の確保が必要になります。

５　なお、入国者が、「外国人新規入国制限の緩和措置」適用の外国人の場合、

　・「３日待機指定国」からの入国で、

　・申請前に、入国者のワクチン接種証明書が日本政府が有効と認める接種証明書の要件を満たしていることについて受入責任者が確認するとともに、

　・かつ、入国時の検疫で接種証明書が「有効」と確認された場合には、

入国後３日目の検査は免除になります。

問２　「指定国・地域」からの入国者の場合、待機期間中の検査はどのように行うことになりますか。

（答）

１　今回の「新たな措置」では、入国者が「指定国・地域」から入国した場合、

・「検疫所長の指定する宿泊施設」ではなく、（受入責任者が確保する）待機施設等で待機することになり、

　・待機期間中の検査についても、受入責任者の手配・費用負担で、入国者に対して検査（PCR検査）を受検させることになります。

２　上記の検査の場合には、

・PCR検査を実施していれば、利用可能な検査機関に関する条件等は無く、

・受入責任者が、検査結果を確認してください（検査結果の提出等は不要です）。

３　検査で「陽性」が判明した場合には、（医療機関から保健所に感染症発生届の提出が必要になるので）直ちに、（申請時に事前調整している）医療機関に連絡してください（（陽性等になった場合の対応）の問３参照）。

問３　問２（「指定国・地域」からの入国者の場合の待機期間中の検査）の場合は、PCR検査の必要がありますか。抗原定量検査は認められますか。

（答）

　PCR検査の必要があり、抗原定量検査等他の検査方法は認められません。

（陽性等になった場合の対応）

問１　入国者が、入国時の検疫の検査で陽性が判明した場合には、どのような対応になりますか。

（答）

　検疫所長の指示に従い、検疫所長の指定する宿泊療養施設等での療養が必要になります。この場合、待機期間の短縮や特定行動はできません。また、受入責任者は、速やかに業所管省庁に陽性者の発生について報告してください。

※申請書類の様式4-2の定期的な「結果報告（陽性者情報）」とは別の報告であり、陽性者の発生・状況について、業所管省庁も速やかに情報を把握する必要があります。

問２　入国者が、入国後14日以内に、陽性、濃厚接触者又は機内濃厚接触候補者になった場合には、どのような対応になりますか。

（答）

１　受入責任者は、申請時に、

・入国者が陽性、濃厚接触者又は機内濃厚接触候補者になった際の対応について、

・事前に保健所や医療機関との調整を実施しておくことになっています。

速やかに事前に調整している入国者の待機施設等を管轄する保健所又は医療機関に連絡、その指示に従ってください。

※検査で「陽性」が判明した場合には、医療機関から保健所に感染症発生届の提出が必要になります。

２　入国者が機内濃厚接触候補者と特定された場合には、厚生労働省から受入責任者に連絡があります。入国者は待機施設等での待機を行うとともに、受入責任者は待機施設等の管轄の保健所に連絡して当該入国者が濃厚接触者となるか相談し、その指示に従ってください。この場合、保健所から、当該入国者が濃厚接触者ではない旨の連絡があるまで、待機期間の短縮や特定行動はできません。

※機内濃厚接触候補者とは、（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」に基づく）国際線航空機内における調査の実施の結果、陽性症例の前後２列以内の座席に着座しており、陽性症例と濃厚接触している可能性のある者を指します。

３　入国者が濃厚接触者に特定された場合も、保健所の指示に従い、必要な期間、待機施設等での待機が必要になります。この場合も、待機期間の短縮や特定行動はできません。

問３　（申請書にある）「入国者が陽性、濃厚接触者等になった際の対応について事前に保健所や医療機関との調整」は、具体的にどのようなことをすれば良いのでしょうか。

（答）

１　待機施設等の管轄保健所や医療機関との間で、予定している「新たな措置」の内容についての事前の情報共有、陽性者等が発生した場合の対応等についての相談をお願いします。

２　入国者が、陽性、濃厚接触者又は機内濃厚接触者候補者になった場合には、待機施設等の管轄保健所や医療機関との連絡や調整が必要になります。詳細については、受入責任者の誓約書の該当箇所を御確認ください。

３　管轄保健所へは入国者の情報や滞在期間等をお伝えください。その際に、入国者リスト等の提出を求められた場合には、ご対応下さい。

４　入帰国者の医療機関の調整は、管轄保健所が一括して実施している場合もあります。管轄保健所にご確認下さい。

（待機施設等）

問１　「新たな措置」で、受入責任者が入国者のために確保する待機施設は、「個室」の必要がありますか。

（答）

　感染対策のため、待機期間中は、原則個室管理（バス・トイレを含めて個室管理）が必要になります。

問２　待機施設について、「自宅」は認められますか。

（答）

　個室管理が担保されるのであれば、自宅も認められます。

問３　入国者が子どもを同伴している場合や、介助が必要な入国者が介助者を同伴している場合は、同室での滞在は認められますか。

（答）

　常時見守りが必要な子どもに保護者が同伴している場合や、介助が必要な者に介助者が同伴している場合など、同室での滞在が入国者にとって必要不可欠な場合には、同室での滞在は認められます。

（健康管理）

問１　入国後の入国者の健康管理は、具体的にどのようなことを行えば良いですか。

（答）

１　基本的には、毎日検温を行い、発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状の有無を確認してください。

２　有症状が確認された場合には、事前に調整している待機施設等の管轄保健所又は医療機関に連絡、相談又は受診し、保健所から指示があった場合にはそれに従ってください。

（特定行動、活動計画書）

問１　「特定行動」とは何ですか。

（答）

　今回の「行動制限の緩和措置」の中では、

・（「行動制限の緩和措置」の要件）の問２の対象者要件を満たす入国者が、

・受入責任者からの申請により業所管省庁から事前に審査を受け、

・受入責任者が入国者の行動管理等に責任を持つことを前提に、

・入国後14日間の待機期間の中であっても、入国後３日目以降に検査を受けて陰性の結果を入国者健康確認センターに届け出ることで、

・最短４日目以降から（事前に審査された）活動計画書に記載された行動を行うことが可能、

となっており、この活動を「特定行動」と呼んでいます。

問２　特定行動を行う場合、入国後最短３日目以降の検査、個別の特定行動（公共交通機関の利用等）の直前に行う検査、入国後最短10日目の検査が想定されますが、それぞれの認められている検査の種類、検査結果の提出先・提出方法、検査場所、検査の費用負担について教えてください。

（答）

　特定行動を行う場合の検査については、以下の整理になります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 最短３日目以降の検査 | 特定行動直前の  検査 | 最短10日目以降の検査 |
| 認められる検査の種類 | ・PCR検査  ・抗原定量検査 | ・PCR検査  ・抗原定量検査  ・抗原定性検査 | ・PCR検査  ・抗原定量検査 |
| 検査結果の提出先・提出方法 | 入国者健康確認センターに、入国者の入国者健康居所確認アプリ(MySOS)を通じて提出。 | 受入責任者に提出（画像等でも可）。検査後30日間は原本を保存。 | 入国者健康確認センターに、入国者の入国者健康居所確認アプリ(MySOS)を通じて提出。 |
| 検査場所 | 以下の※のリンク先に掲載されている検査機関での検査が必要。 | PCR検査・抗原定量検査については、医療機関、衛生検査所。抗原定性検査については、「「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証における抗原定性検査の実施要領（ver.1.0）」に定められている要件を満たした上で実施。 | 以下の※のリンク先に掲載されている検査機関での検査が必要。 |
| 検査の  費用負担 | 受入責任者が負担 | 受入責任者が負担 | 受入責任者が負担 |

　※入国後３日目又は10日目以降の検査の検査機関は以下のリンク先から検索してください。

<https://www.c19.mhlw.go.jp/search/>

問３　特定行動を行う場合の入国後３日目以降の検査について、検査結果を入国者健康確認センターに届け出れば、特定行動を開始して良いですか。

（答）

　入国者健康確認センターから入国者のアプリに、特定行動が可能となる旨の連絡が来るまで、特定行動は開始できません。

問４　入国後最短３日目又は10日目の検査結果を届け出た場合、入国者健康確認センターからの特定行動開始可能（のために待機解除）（３日目）又は（14日間の）待機解除（10日目）の連絡はいつ頃届きますか。

（答）

　入国後３日目又は10日目に検査を行い、当日の18時までに入国者健康確認センターに届出、同センターで確認及び受理が通常通り行われた場合、「翌日から特定行動が可能」となる旨の通知が当日中に届きます。

　当日の18時を過ぎて届出を行った場合、通常であれば、入国後４日目又は11日目に「本日から特定行動が可能」になる旨の通知が届きます。

問５　入国後３日目以降の検査結果は、特定行動（公共交通機関の利用等）の直前に行う検査にも利用することは可能ですか。

（答）

　入国後３日目以降に特定行動を開始するために行った検査の検体を採取してから72時間以内の（個別の）特定行動であれば、当該検査の結果を当該特定行動直前の検査結果として利用することは可能（別途検査は不要）です。

問６　特定行動として認められる行動の具体的な内容を教えてください。

（答）

１　活動計画書で特定行動として認められる行動の具体的な内容は、特定行動に関するガイドラインや活動計画書の様式の記載事例を御参照ください。

２　その他の個別の行動内容については、受入責任者の当該業所管省庁にお問い合わせください。

問７　申請時点で、利用を予定している公共交通機関の事前予約ができない場合はどうすれば良いですか。

（答）

１　申請時点で、利用予定の公共交通機関の事前予約ができない場合は、利用見込みの公共交通機関（新幹線、タクシー等）等を活動計画書に記載して提出してください。

２　最終版の活動計画書は、入国日の前日までに、当該業所管省庁に提出をお願いします。

問８　特定行動の開始後に、活動計画書の内容を変更することは認められますか。認められる場合、どのような手続になりますか。

（答）

１　入国後の活動計画書の内容の変更については、業所管省庁による十分な確認がとれないおそれがあるため、原則として、入国前に業所管省庁の審査を受けた活動計画書の内容に沿って特定行動を行う必要があります。

２　ただし、やむを得ず入国後に活動計画書の内容を変更する場合は、前提となる直前の検査などの措置を含めて、業所管省庁の確認を得る必要があります。

（誓約違反）

問１　入国者又は受入責任者が誓約書に違反した場合には、どのような措置が取られますか。

（答）

１　入国者又は受入責任者が誓約書に違反した場合は、業所管省庁から助言・指導等是正のために必要な措置が取られる場合があります。

２　助言・指導等を行っても改善が見られない場合は、誓約書に沿って、業所管省庁から、入国者又は受入責任者に対し、特定行動等の緩和措置の停止を行う場合があります。

３　繰り返し、誓約に違反した場合等、受入責任者がその任を果たすことが困難と業所管省庁が判断した場合は、誓約書に沿って、業所管省庁は、指定する期間、当該受入責任者の申請を受け付けない場合があります。

４　上記措置による是正が見込まれないと業所管省庁が判断した場合は、誓約書に沿って、業所管省庁は、受入責任者に対し入国者の氏名等の新型コロナウイルス感染拡大の防止に資する情報を自発的に公表するよう指導し、更にその指導に従わないことを確認した上で、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、誓約事項に違反した入国者の氏名等と共に入国者の所属・属性として当該受入責任者の企業・団体等の名称を公表する場合があります。

問２　業所管省庁は、何に基づいて問１の措置を行うことができるのですか。

（答）

　業所管省庁は、入国者及び受入責任者との誓約書に基づいて、必要な場合は、問１の措置を行うことになります。